

高原町の目指す 男女共同参画社会とは

家庭 学校 職場 地域 において

性別にかかわらず

町民一人一人が

個人として尊重され

その個性と能力を十分に発揮し

喜びと責任を分かち合うことができる社会

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格.....	1
3 計画の期間.....	1

第2章 計画策定の背景

1 世界の動き.....	2
2 日本の動き.....	3
3 宮崎県の動き.....	5
4 高原町の動き.....	6
5 社会・経済環境の変化.....	7

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念.....	9
2 計画の体系.....	10

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり.....	11
Ⅰ-1 男女共同参画についての教育・学習機会の充実.....	11
基本目標Ⅱ 男女が共に支え合う活力ある地域づくり.....	15
Ⅱ-1 「地域」における男女共同参画の推進.....	15
基本目標Ⅲ 男女が共に活躍できる環境づくり.....	17
Ⅲ-1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し... 17	
Ⅲ-2 「仕事と生活の調和」に向けた環境整備.....	19
Ⅲ-3 多様な生活形態に対応する環境整備.....	21
Ⅲ-4 政策・方針決定過程への女性の参画の推進.....	23
Ⅲ-5 男女の心身の健康づくりの支援.....	25
基本目標Ⅳ 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶.....	27
Ⅳ-1 あらゆる暴力の根絶に向けた対策の推進.....	27
高原町男女共同参画社会づくりに向けた推進体制図.....	30

第1章

計画の概要

1

計画策定の趣旨

平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけています。

高原町では、平成24年に「高原町男女共同参画推進条例」を制定し、これまで男女共同参画の実現に向け、さまざまな取り組みを推進してきました。

しかしながら、「男は仕事、女は家庭」というような従来の固定的な性別役割分担意識が依然として残っており、重大な人権侵害である女性に対する暴力の問題も生じています。

また、少子高齢化が加速する中で、地域社会の活性化のためにも、男女が共に責任を担い、積極的に参画することができる環境を構築することが求められています。

こうした現状を踏まえ、高原町の課題や重点的に取り組むべき施策の方向を明らかにし、男女共同参画社会形成への施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定するものです。

2

計画の性格

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づき策定する法定計画です。
- (2) 本計画は、「高原町男女共同参画推進条例」第9条第1項の規定に基づき策定する男女共同参画の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (3) 本計画は、国の第3次男女共同参画基本計画および県の第2次みやざき男女共同参画プランを踏まえると共に、高原町第5次総合計画や高原町次世代育成支援後期行動計画との整合性を図り策定しました。
- (4) 本計画は、本町の特性を考慮したものとなるよう、平成25年に実施した「高原町男女共同参画社会づくりのための町民意識調査」の結果を踏まえて策定しました。

3

計画の期間

平成26年度から平成35年度までの10年間とし、実施事業については、5年間で区切りとして見直しを行います。また、社会情勢の変化に応じて見直しを行います。

第2章

計画策定の背景

1

世界の動き

●昭和23年（1948年「世界人権宣言」）

国際連合において、すべての人間の尊厳と権利に関する平等、性や人種差別などの禁止をうたった「世界人権宣言」を採択。

●昭和42年（1967年「婦人に対する差別撤廃宣言」）

女性に対するあらゆる差別を撤廃し、実質的な男女平等をうたった「婦人に対する差別撤廃宣言」を採択。

●昭和50年（1975年「国際婦人年」）

「国際婦人年世界会議」（第1回世界女性会議）開催 メキシコシティ

「平等・発展・平和」をテーマとした「女性の地位向上のための世界行動計画」を採択。昭和51年（1976年）から昭和60年（1985年）までの10年間を「国際婦人の10年」とし、女性の地位向上に向けて世界的な取り組みが始まりました。

●昭和54年（1979年「女性差別撤廃条約」）

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択。昭和56年（1981年）に発効。日本は昭和60年（1985年）に条約を批准。

●昭和60年（1985年）

「国連婦人の10年 ナイロビ世界会議」（第3回世界女性会議）開催 ナイロビ
2000年（平成12年）に向けて各国が取り組むべき指針として「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択。

●平成7年（1995年）

「第4回世界女性会議」開催 北京

21世紀に向けた女性の地位向上の指針である「北京宣言」、「行動綱領」を採択。この「行動綱領」では、新たに取り入れられた「女性に対する暴力」問題を含む12の重大問題領域を定め、平成8年（1996年）までに各国が行動計画を策定することが求められました。

●平成12年（2000年）

国際特別総会「女性2000年会議」開催 ニューヨーク

「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動と成果文書」を採択。「成果文書」は第4回世界女性会議で採択された「行動綱領」の実施状況分析と、北京会議後に検討した夫婦間での暴力や、家事・育児などへの平等参画の取り組みなど、新しい課題を踏まえ、「行動綱領」のさらなる実施に向けて取り組むべき行動指針を示しています。

●平成17年（2005年）

「第49回国連婦人の地位委員会（通称：北京+10）」開催 ニューヨーク
「北京宣言及び行動綱領」および「女性2000年会議成果文書」を再確認する政治宣言を採択。女性の自立と地位向上に向けた取り組みを引き続き推進していくことが確認されました。

●平成21年（2009年）

「女子差別撤廃委員会」開催 ニューヨーク
我が国が国連に提出した女子差別撤廃条約実施状況第6回報告の審議が行われました。同委員会から我が国の報告に対する最終見解が示され、条約のさらなる実施に向け、勧告が出されました。

●平成22年（2010年）

「国連『北京+15』世界閣僚級会合」開催 ニューヨーク
「北京宣言及び行動綱領」と「女性2000年会議成果文書」に関する実施状況が協議され、これらの内容を再確認し、実施に向けた国連やNGOなどの貢献強化などの宣言が採択されました。

●昭和50年（1975年）

女性の地位向上のための国内本部機構として「婦人問題企画推進本部」を設置。
昭和52年（1977年）には「国内行動計画」を策定。
向こう10年間の女性の地位向上のための目標を明らかにしました。

●昭和59年（1984年）

国際法・戸籍法の改正で、子の戸籍が父系血統主義から父母両系血統主義となりました。

●昭和60年（1985年）

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の批准。「男女雇用機会均等法」の公布。

●平成3年（1991年）

「育児休業、介護休業など育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法）」の公布。

●平成6年（1994年）

総理府（現内閣府）に「男女共同参画室」を新設。「男女共同参画推進本部」、「男女共同参画審議会」を設置。

●平成7年（1995年）

「育児・介護休業法」の改正。（介護休業制度の法制化）

- 平成8年（1996年）
新たな行動計画である「男女共同参画2000年プラン」を策定。
- 平成11年（1999年）
「男女共同参画社会基本法」の公布、施行。
- 平成12年（2000年）
「男女共同参画社会基本法」に基づく「男女共同参画基本計画」を策定。
「男女雇用機会均等法」の改正。（募集・採用、配置・昇進、教育訓練、福利厚生、定年・退職・解雇における女性差別の禁止）
つきまといなどに対する警告、禁止命令などの行政上の措置、ストーカー行為に対する処罰、被害者に対する援助措置について定められた「ストーカー行為等の規則等に関する法律」（以下「DV防止法」）が成立。平成14年（2002年）4月から全面施行。
- 平成15年（2003年）
「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」の公布、施行。
- 平成17年（2005年）
これまでの取り組みを評価、総括した上で「第2次男女共同参画基本計画」を策定。
「育児・介護休業法」の改正。（休業取得対象の拡大、休業期間の拡大など）
- 平成19年（2007年）
「男女雇用機会均等法」の改正施行（平成18年（2006年）公布）（性差別禁止範囲の拡大、妊娠・出産などを理由とする不利益取扱の禁止、セクシュアル・ハラスメント対策の強化など）
「DV防止法」改正公布。
（配偶者からの暴力防止と被害者の保護・自立支援のための市町村の基本計画の策定、および緊急時における被害者の安全確保を図る配偶者暴力相談支援センター機能強化の努力義務化、保護命令制度の拡充など）。平成20年（2008年）1月から施行。（以下、平成19年の法改正以降の当該法については「改正DV防止法」と表記）。
ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議において、関係者が積極的に取り組みを進めていくため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定。それに基づき、平成20年（2008年）を「仕事と生活の調和元年」と位置づけました。
- 平成20年（2008年）
「女性の参画加速プログラム」の決定。「改正DV防止法」施行。市町村基本計画や配偶者暴力相談支援センター業務が市町村の努力義務として追加。
- 平成21年（2009年）
「育児・介護休業法」の改正。（希望者の短時間勤務制度、残業免除制度の導入義務化など）

●平成22年（2010年）

「第3次男女共同参画基本計画」を策定。「改めて強調している視点」として、①女性の活躍による経済社会の活性化、②男性、子どもにとっての男女共同参画、③さまざまな困難な状況に置かれている人々への対応、④女性に対するあらゆる暴力の根絶、⑤地域における身近な男女共同参画の推進を掲げ、基本法施行後10年間の反省を踏まえ、実効性のあるアクション・プランとするため、具体的な数値目標やスケジュールが盛り込まれた計画が策定されました。

宮崎県の動き

●昭和53年（1978年）

女性に関する施策についての連絡調整と総合的な企画・推進を図るため、副知事を会長とする「宮崎県婦人関係行政連絡会議」を設置。

●昭和54年（1979年）

女性に関する施策を推進する総合的な窓口として青少年婦人課を設置し、女性に関する施策についての本格的な取り組みを始めました。

●昭和55年（1980年）

民間有識者から意見を反映していくため、「宮崎県婦人問題懇話会」を設置。平成2年（1990年）に「女性の未来を考える懇話会」、平成11年（1999年）に「男女共同参画推進懇話会」、平成15年（2003年）には「男女共同参画審議会」に改称。

●昭和57年（1982年）

「婦人に関する施策の方向－婦人行動計画－」を策定。宮崎県の女性に関する施策の基本的方向が明らかにされました。

●昭和62年（1987年）

「男女共同参画社会を築くための宮崎女性プラン」を策定。

●平成2年（1990年）

「宮崎県女性行政関係連絡会議」を設置、平成12年（2000年）には「宮崎県男女共同参画推進会議」に改称。

●平成3年（1991年）

女性の自主的な交流活動を促進するため「みやざき女性交流活動センター」を設置。啓発事業を実施してきました。

●平成4年（1992年）

男女共同参画社会づくりの推進を重要課題として掲げた第4次宮崎県総合長期計画に基づき、「女と男ですすめるサンサンひむかプラン」を策定。さらに、長期計画の改訂に併せて平成9年（1997年）に「ひむか女性プラン」を策定。

●平成11年（1999年）

男女共同参画社会の形成の促進に係る施策の総合調整に関する事務を掌理する職制として「女性政策監」を設置、平成13年（2001年）に「男女共同参画監」に改称。

●平成13年（2001年）

男女共同参画社会づくりの推進拠点として「宮崎県男女共同参画センター」を設置。

●平成14年（2002年）

男女共同参画基本計画に基づく計画として「みやざき男女共同参画プラン」を策定。

●平成15年（2003年）

「宮崎県男女共同参画推進条例」を施行。

●平成19年（2007年）

社会経済情勢の変化などを勘案して、内容の見直しを行い、「みやざき男女共同参画プラン（改訂版）」を策定。

●平成24年（2012年）

男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、着実に男女共同参画社会の実現を図るため「第2次みやざき男女共同参画プラン」を策定。

4

高原町の動き

●平成14年（2002年）

総務企画課企画調整係の事務分掌に男女共同参画に関する施策の企画および総合調整に関することを規定。県と連携し、いきいき女性アドバイザーや地域リーダーなど人材の育成に取り組んできました。

●平成23年（2011年）

市内推進組織である「高原町男女共同参画推進本部」を設置。

町職員意識調査や、意識醸成のための広報啓発・講演会などに取り組んできました。

●平成24年（2012年）

総合的・計画的に施策を推進するための条例策定、計画策定に取り組むため、推進本部に作業部会を設置。職員の研修を実施し、12月に「高原町男女共同参画推進条例」を公布、翌年4月に施行。

●平成25年（2013年）

民間有識者から意見を反映していくため、「高原町男女共同参画推進審議会」を設置。

計画策定において、町民における男女共同参画に関する意識と実態を統計的に把握するため、「高原町男女共同参画社会づくりのための町民意識調査」を実施。

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

本町の総人口は、昭和30年（1955年）の16,583人をピークに減少に転じ、平成22年（2010年）には10,000人となっており、今後、人口の減少が一層進んでいくものと予想されます。

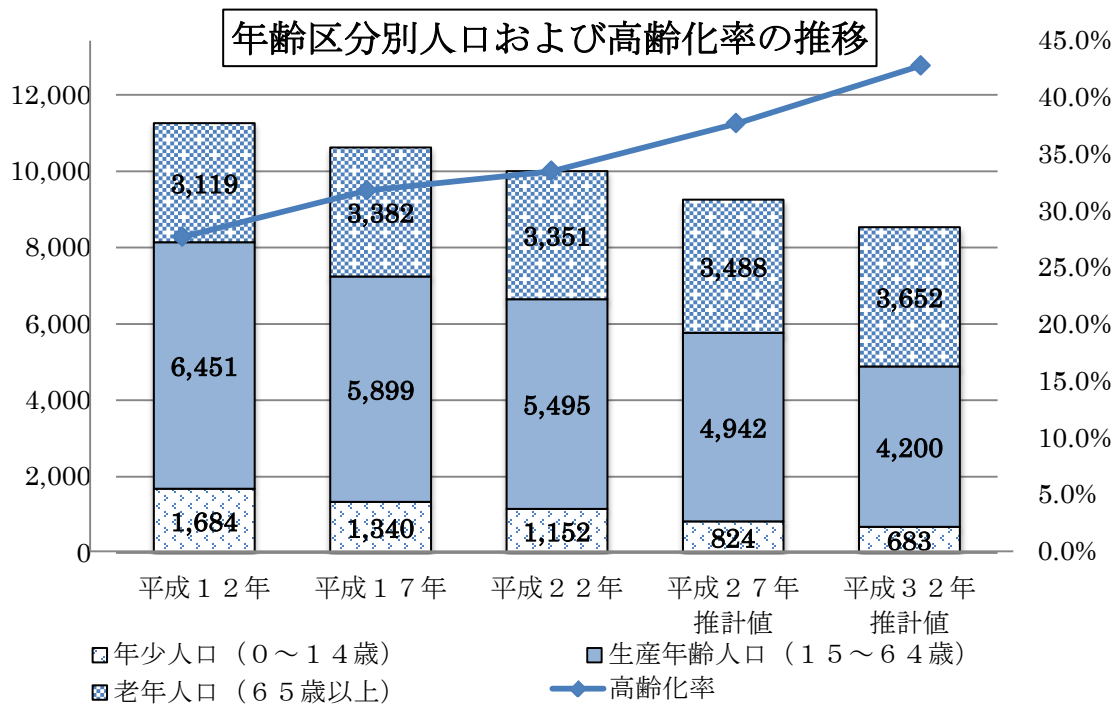
年齢区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）は減少する一方、老年人口（65歳以上）は増加してきています。

結果、本町の高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）は、平成22年（2010年）に33.5%に上昇し、全国（平成22年23.0%）、宮崎県（平成22年25.8%）よりはるかに高い水準で推移しています。

また、本町の合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に生む平均子ども数）は、平成10年（1998年）～平成14年（2002年）の推定値1.70が平成15年（2003年）～平成19年（2007年）の推定値1.61に下がっています。

【高原町の将来人口の見通し】

	平成12年 実績値	平成17年 実績値	平成22年 実績値	平成27年 推計値	平成32年 推計値
総人口	11,254人	10,623人	10,000人	9,254人	8,536人
高齢化率	27.7%	31.8%	33.5%	37.7%	42.8%



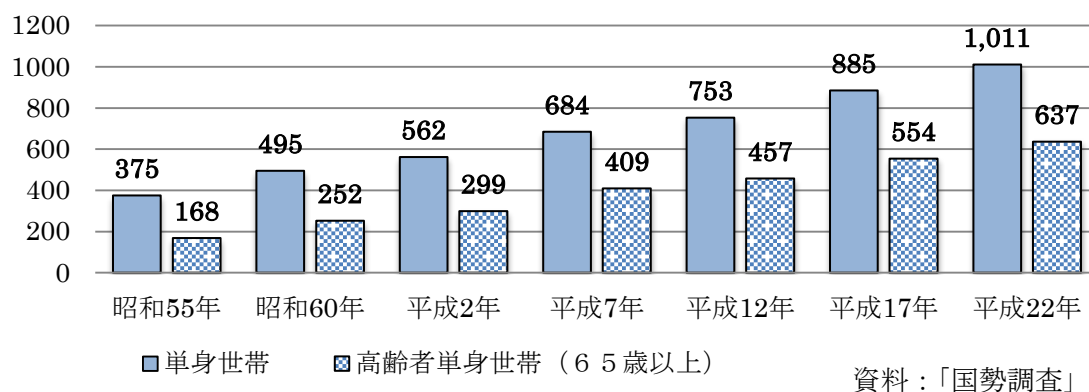
年齢区分別人口については、年齢不詳を差し引いた数値を計上していることから、これらの数値の合計と総数が一致しないことがある。

資料：「国勢調査」「国立社会保障・人口問題研究所の日本の市区町村別将来推計人口」

(2) 家族形態の変化

本町における世帯の家族類型別の割合を見ると、「夫婦と子ども」の核家族は微減し、「一人親と子ども」のうち、母子世帯は減少していますが、父子世帯はわずかに増えており、「単身世帯」、「高齢者単身世帯」は増加傾向にあります。このように、本町においても家族形態の多様化とそれに伴う生活形態の多様化が進んでいます。

単身世帯および高齢者単身世帯数の推移

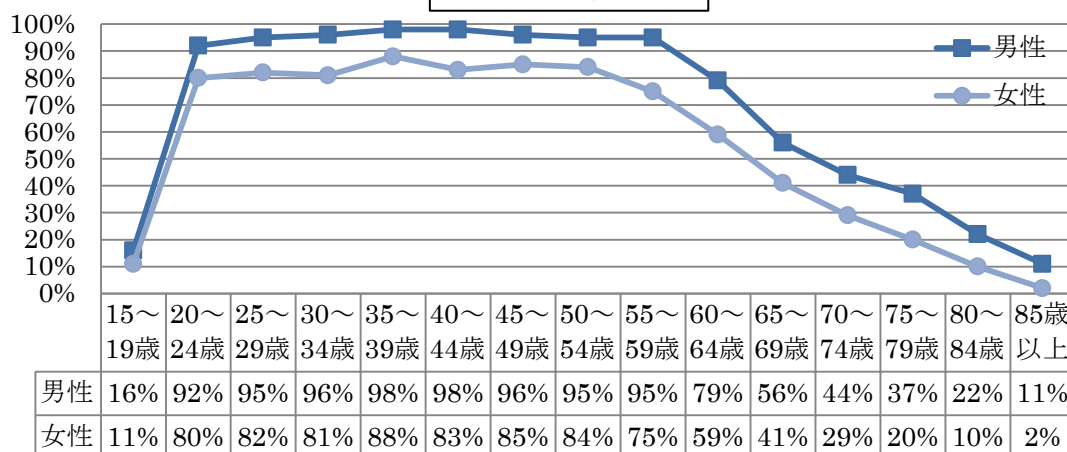


(3) 就業構造の特徴

少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、女性をはじめとする多様な人材を活用することが、経済社会の活性化にとって必要不可欠となっています。

そのような中、本町の労働力率は、男性が20代から60代にかけて一定の労働力率であるのに対し、女性は、結婚や出産などで一時的に労働力が低下する時期があります。また、「男女共同参画社会づくりのための町民意識調査」においては、家庭での役割分担において、「家事」、「育児」、「介護・看護」で「妻」が主に行うと回答した人の割合が高く、性別によって偏りがあり、女性が働き続けることへの阻害要因になっています。

男女の労働力率



資料：「平成22年国勢調査」

第3章

計画の基本的な考え方

1

基本理念

本計画は、「高原町男女共同参画推進条例」第3条に規定する基本理念に基づき策定します。

① 男女の人権の尊重

男女が、性別による差別的扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されるなど、男女の個人としての尊厳および人権が尊重されること。

② 制度や慣行への配慮

固定的な性別役割分担意識などを反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

③ 意思形成及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成および決定に共同して参画する機会が確保されること。

④ 家庭生活と仕事などの両立

男女が、相互協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動と家庭生活以外の学校、職場、地域などにおける活動とを両立できるようにすること。

⑤ 性の尊重と健康な生活

男女が、互いの性を尊重するとともに、その身体の特徴についての理解を深め、生涯にわたり共に心身の健康な生活を営むことができること。

⑥ 男女共同参画に関する教育及び学習の機会の確保

家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における教育について、その促進が配慮されること、ならびに、すべての人に生涯にわたる男女共同参画に関する教育および学習の機会が確保されること。

⑦ 国際的な理解や協調

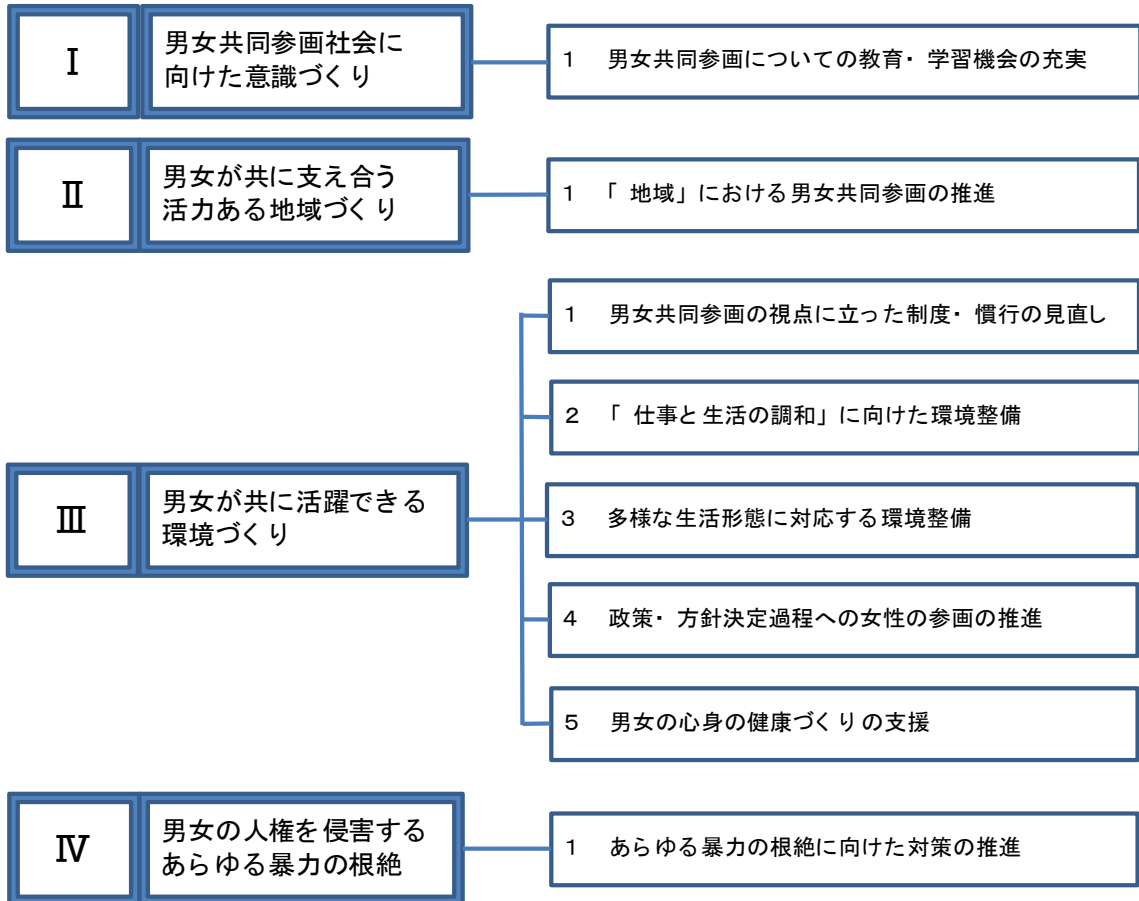
男女共同参画に関する施策については、国際社会における取り組みと密接な関係があることから、国際理解および国際協力の理念の下に行われるよう配慮すること。

基本理念

- 男女の人権の尊重
 - 性の尊重と健康な生活
 - 制度や慣行への配慮
 - 男女共同参画に関する教育及び学習の機会の確保
 - 意思形成及び決定への共同参画
 - 国際的な理解や協調
 - 家庭生活と仕事などの両立
- (高原町男女共同参画推進条例第3条)

基本目標

重点的に取り組むこと



第4章

計画の内容

基本目標 I

男女共同参画社会に向けた意識づくり

男女共同参画社会の実現に向けて、固定的な性別役割分担意識の解消など男女共同参画の意義を正しく理解することが必要不可欠です。そのため、男女共同参画社会に向けた意識づくりを目指します。

I-1

男女共同参画についての教育・学習機会の充実

平成25年に実施した「男女共同参画社会づくりのための町民意識調査」において、「男女の地位の平等感」について、「学校教育の中で」、「法律や制度で」では、多くの人が平等であると感じていますが、特に「家庭の中で」、「地域社会の中で」では、国・県の調査と比較した場合、平等に感じる割合が低く、「男性の方が優遇されている」と感じる人の割合が高くなっており、男尊女卑などの社会通念が根強く残っているという本町の特性が分かりました。

また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担意識も依然として根強く、女性より男性の方が、若い世代より高齢世代の方がその傾向が強くなっています。

このような状況を改善するために、家庭、学校、職場、地域における男女共同参画の視点に立った教育、学習機会の積極的な充実を図ります。

No	男女共同参画事業	事業内容	担当課
1	男女共同参画社会づくりに向けた分かりやすい広報・啓発活動の推進	男女共同参画についての正しい理解を深めるため、対象やテーマに応じた研修会、講座、講演会の開催や県などの機関が開催する研修会の情報提供など、広報・啓発活動を積極的に行います。	まちづくり推進課

No	男女共同参画事業	事業内容	担当課
2	広報誌などへの男女共同参画に関する記事掲載	男女共同参画についての正しい理解を深めるため、広報誌やホームページの活用により町民に分かりやすく伝えます。	まちづくり推進課
3	多様な機会を活用した男女共同参画についての情報提供の充実	町民や事業者などの男女共同参画についての正しい理解が深まるよう、国・県の取り組みや法令などの情報を、町のあらゆる媒体と多様な機会を活用し提供の充実に努めます。	まちづくり推進課
4	近隣自治体と連携した男女共同参画推進の取り組み	男女共同参画についての講演会の開催など、にしもろ定住自立圏で連携して取り組みます。	まちづくり推進課
5	町職員に対する研修会の提供	男女共同参画についての正しい理解を深めるため、研修会の実施に努めます。	総務課
6	女性団体への情報提供などの支援・協働	女性団体の活動が、男女共同参画社会の形成の促進に寄与するよう、男女共同参画についての情報提供や県男女共同参画センターが実施する研修会などへの参加を働きかけ、より一層、連携協働に努めます。	まちづくり推進課 教育総務課 農業委員会事務局
7	教職員、幼稚園教諭、保育士など、教育に携わる人への研修会などの情報提供	男女共同参画意識の向上を図るために教職員、幼稚園教諭、保育士など、教育に携わる人の男女共同参画についての研修会などへの参加を積極的に働きかけます。	教育総務課 町民福祉課 まちづくり推進課

No	男女共同参画事業	事業内容	担当課
8	人権教育・学習の推進	男女共同参画についての学びをテーマに入れた人権教育・学習の推進を図ります。	教育総務課
9	家庭教育学級などにおける学習機会の提供	家庭教育学級などにおける男女共同参画についての学習機会の提供を促進します。	教育総務課
10	男女共同参画に関する図書などの整備・充実	男女共同参画に関する図書、雑誌、視聴覚資料の充実を図ります。	教育総務課
11	租税教育への男女共同参画の視点の導入	出前講座などにおける租税教育を行う際に、「税」について、男女が共に利益を享受し負担を担う男女共同参画の理念を踏まえて、社会、経済・雇用など基本的な社会の仕組みとのつながりの中で、男女が共に社会的自立する存在であることの大切さを説明し、若年期からの社会感覚を磨き、納税意識が高められるよう、内容の充実を図ります。	税務課
12	各種講座、事業などの開催日時の配慮	町が実施する事業において、性別、年齢などにかかわらず誰もが参加しやすいように配慮します。	町民福祉課 農政畜産課 教育総務課 まちづくり推進課
13	町が開催する講座などでの一時保育の実施	子育て中の方が、町が主催する講座や会議などに参加しやすいよう一時保育の実施についての体制整備を図ります。	町民福祉課 農政畜産課 教育総務課 まちづくり推進課

指標項目	現況値	中間目標値 (平成30年までに)	目標値 (平成35年までに)
男女共同参画社会についての研修会、講座などの開催数	年1回	年3回	年5回
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担意識にとらわれない人の割合	45.2%	60%	75%
「高原町男女共同参画推進条例」という用語の周知度	47.8%	100%	100%
「男女共同参画」という用語の周知度	61.3%	100%	100%
「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	39.3%	50%	70%
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という用語の周知度	38.7%	50%	70%

基本目標Ⅱ

男女が共に支え合う活力ある地域づくり

町民にとって家庭と共に最も身近な暮らしの場である「地域」は、少子高齢化・過疎化の進行、社会的孤立の状態にある生活に困難を抱える人の増加、人間関係の希薄化、家庭における育児・介護の困難や暴力・虐待、犯罪や災害の危険など多くの課題を抱えています。

これらの多様化・複雑化する「地域」の課題の解決には、すべての人が地域活動へ参画する取り組みが必要不可欠です。そのため、男女が共に支え合う活力ある地域づくりを目指します。

Ⅱ-1

「地域」における男女共同参画の推進

平成25年に実施した「男女共同参画社会づくりのための町民意識調査」において、「地域」への町民の関わりが希薄であることが分かりました。

また、性別や年齢、生活形態の違いにより「地域」への関わりが阻害される要因となる慣習や雰囲気があるという現状がみられました。

これらの状況を改善するために、「地域」における男女共同参画の推進に取り組みます。

No	男女共同参画事業	事業内容	担当課
1	地域活動における男女共同参画の推進	性別などにかかわらず誰もが参画できるよう、組織運営や活動の進め方の見直しに向けての啓発活動に積極的に取り組みます。	まちづくり推進課 総務課 教育総務課
2	自治公民館など、身近な場所での講座などの開催	男女共同参画についての講座などに性別などにかかわらず誰もが参加しやすいよう、身近な場所での実施に努めます。	まちづくり推進課

No	男女共同参画事業	事業内容	担当課
3	男女共同参画の視点に立った地域における防災意識の向上	地域において、防災士と協働して男女のニーズに広く対応した防災活動ができるように啓発活動を進めます。また、防災への女性の参画促進に取り組みます。	総務課
4	男女共同参画の視点に立った地域防災計画の推進	政策過程への女性の参画を促進し、男女共同参画の視点に立った、防災計画の見直しを図ります。	総務課

指標項目	現況値	中間目標値 (平成30年までに)	目標値 (平成35年までに)
自治会役職に占める女性の割合	8.3%	20%	30%
地域社会の中で男女が平等であると感じる人の割合	23.5%	30%	40%

基本目標Ⅲ

男女が共に活躍できる環境づくり

すべての男女が社会の対等な構成員として、家庭、学校、職場、地域など、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されていることが、男女共同参画社会の実現に不可欠です。

そのため、あらゆる分野において、男女が共に活躍できる環境づくりを目指します。

Ⅲ-1

男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

平成25年に実施した「男女共同参画社会づくりのための町民意識調査」において、「会合や行事の湯茶・食事の準備や後片づけは女性の役割という雰囲気がある」、「区・班・PTAなどの役員名簿には夫の名前を載せるが、実際には妻が役割を果たしていることが多い」、「団体の長や代表などには男性になるほうがよい（なるものだ）」という雰囲気がある」など、さまざまな慣行があることが分かりました。

このように、固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会における制度・慣行は依然として根強く残っています。

このような状況を改善するため、社会における制度や慣行の見直しを図ります。

No.	男女共同参画事業	事業内容	担当課
1	制度や慣行についての見直しを促進するための学習機会と広報啓発	家庭、学校、職場、地域において、男女が共に責任を担うための学習の機会と広報・啓発活動に取り組みます。	まちづくり推進課
2	職場内における慣行の見直しに向けた広報・啓発活動の推進	職場における固定的な性別役割分担意識などに基づく慣行の見直しのための広報・啓発活動を進めます。	まちづくり推進課

No.	男女共同参画事業	事業内容	担当課
3	先進自治体の事例などの収集および活用	固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画により多様性に富んだ活力ある職場、地域づくりを推進している先進自治体の事例などを収集し、事業所、自治公民館などへの情報提供を行います。	まちづくり推進課
4	学校運営における慣行見直しに向けた調査研究	学校運営における、男女共同参画社会の形成の阻害要因となる固定的な性別役割分担意識に基づく慣行などがないか実態把握調査研究に努めます。	教育総務課
5	行事やイベントにおける慣行の見直し	町が主催する行事やイベントについては、役割分担を決定する過程において、性別にかかわらず一人一人の意見が反映されたものとなるよう積極的な見直し、改善に努めます。	町民福祉課 教育総務課 まちづくり推進課

「仕事と生活の調和」に向けた環境整備

平成25年に実施した「男女共同参画社会づくりのための町民意識調査」において、「妻や子どもを養うのは、男性の責任である」、「女性は仕事を持つのはよいが、育児もきちんとすべきである」という項目で肯定的な回答が5割をこえています。また、育児、介護、家事労働の多くは、女性が担っているのが現状です。さらに、夫婦の就業状況は「どちらも職業がある」という回答が多く、仕事や家庭の役割や責任に偏りが生じていることが分かりました。

このような中、女性が働きながら、安心して子どもを生き育てることができる環境の整備や、男性が家庭生活に参画しやすくなる環境の整備、働き方の見直しによって、男女が共に仕事や家庭・地域生活の責任を担うことのできる社会の構築を行う必要があります。

No.	男女共同参画事業	事業内容	担当課
1	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」についての広報・啓発活動の推進	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」への理解を深め、仕事や家庭・地域生活での役割を円滑に担うことができるよう、意識啓発、情報提供に努めます。	まちづくり推進課
2	育児・介護休業制度などの普及啓発と活用促進	育児・介護休業法や各種支援制度などについて、情報提供による周知を図るとともに、男女が共に働きやすい環境づくりに向けて制度の利用促進を働きかけます。	まちづくり推進課
3	多様な人が働きやすい環境をつくるために事業所などに対する情報提供	性別などにかかわらず誰もが働きやすい環境を整備することで、多様で活力ある企業活動が図られることなど、事業所に対する情報提供に努めます。	まちづくり推進課
4	女性の起業などに関する支援情報の提供	県男女共同参画センターが実施する女性の起業に関する相談・支援の情報提供に努めます。	まちづくり推進課

No.	男女共同参画事業	事業内容	担当課
5	役場における「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	子育て中の短時間勤務制度や男性の育児休業取得の促進、労働時間軽減のための効率的・創造的働き方に向けた職場環境の改善などに取り組みます。	総務課
6	町職員の育児・介護休業制度の利用促進	育児・介護休業制度について啓発し、利用促進を働きかけます。また、男性の積極的な利用を働きかけます。	総務課
7	男性を対象とした育児への参画のための支援	学校や地域など、さまざまな場へ男女共同参画による育児についての学習機会の提供に努めます。また、男性の子育てへの関わりを進めるための育児についての相談体制整備に努めます。	ほほえみ館
8	家族経営協定締結の促進	農業生産と育児や介護との両立を支援するため、「仕事と生活の調和」への配慮を含めた家族経営協定の締結を促進します。	農業委員会事務局
9	女性の認定農業者の育成	きりしま農業推進機構と連携し、女性が経営などに参画する機会を確保するための認定農業者の育成に取り組みます。	農政畜産課

指標項目	現況値	中間目標値 (平成30年までに)	目標値 (平成35年までに)
「家事」を夫と妻が分担する人の割合	22.9%	30%	40%

単身世帯や一人親世帯が増加しており、本町においても、高齢者単身世帯や父子家庭の増加傾向がみられ、家族形態・生活形態の多様化が進んでいます。

また、社会情勢の変化に伴い雇用・就業環境が厳しさを増す中で、生活上の困難に直面する人が増加しています。特に、一人親家庭や障がいのある人、高齢者、女性は厳しい生活環境や雇用環境に置かれやすい状況にあり、さまざまな支援を必要とする問題が顕在化しています。そのため、年齢、障がい、言語、性別などにかかわらず、人権を尊重し、すべての人が安心して自立した生活を送ることができるよう、支援などを行うことが必要です。

No.	男女共同参画事業	事業内容	担当課
1	多様な生活形態に対応した子育て支援の実施	平成22年に策定した「高原町次世代育成支援後期行動計画」に基づき子育て支援の充実を図ります。また、男女共同参画社会づくりとうい観点からの計画施策の充実を図ります。	町民福祉課 ほほえみ館 教育総務課 農村建設課 総務課 まちづくり推進課
2	各種相談窓口の周知・整備	消費生活、雇用、育児、介護、税金、環境、まちづくりなど、多様な相談に迅速に対応できるように、各種相談窓口の周知と関係各課の連携に努めます。	町民福祉課 ほほえみ館 教育総務課 農政畜産課 まちづくり推進課
3	協働による地域づくりを進めるための広報・啓発	多様化する地域課題の解決に向けて、行政をはじめとするあらゆる主体の協働による地域づくりに向けた、町職員や町民、NPO、自治公民館への広報・啓発活動に取り組みます。	まちづくり推進課

No.	男女共同参画事業	事業内容	担当課
4	高齢者の自立した生活を支えるサービスの充実	男女共同参画の視点を配慮して、高齢者の活動を活性化し、安心・安全に生活できるよう助成事業などを継続するとともに、社会参画意欲に応えられるよう環境の整備に努めます。	ほほえみ館
5	障がい者地域生活支援	障がい者が自立した生活を営むことができるよう、経済的負担軽減や地域特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的かつ効果的に実施し、障がい者福祉の増進を図ります。	町民福祉課
6	障がい者の生活の安定と自立を支えるためのあらゆる施策への男女共同参画の視点の導入	障がい者に係る施策の実施に当たっては、「男女の人権の尊重」を踏まえて、性別によるニーズの把握や対応に配慮します。	町民福祉課
7	民生委員・児童委員の活動推進	地域の身近な相談者として活動してもらうための支援に取り組みます。	町民福祉課
8	生涯スポーツ振興	性別などにかかわらず誰もが参加できるスポーツ振興に努めます。	教育総務課
9	バリアフリー*、ユニバーサルデザイン*に配慮した公共施設・道路整備など	バリアフリー、ユニバーサルデザインを促進し、人々の社会参加の機会を広げます。実施に当たっては、人権擁護と利便性の向上の観点から性差によるニーズおよび当事者視点が反映されるよう配慮していきます。	農村建設課

***バリアフリー**

高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方のこと。

***ユニバーサルデザイン**

障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず、人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

経済の発展、その他社会のさまざまな分野の発展のためには、各分野の政策・方針の決定過程に多様な立場の人が多様な意見を持って参画し、男女双方の意思が公正に反映されることが重要です。しかしながら、平成25年に実施した「男女共同参画社会づくりのための町民意識調査」において、政策・方針決定過程への女性の参画期待意識が高い一方、実際の審議会や地域運営の委員などへの女性の参画率は極めて低い状況にあります。

このような状況を改善するためには、町が率先して女性の参画拡大に向けた取り組みを進めていくとともに、団体などに対する働きかけや、人材育成を進めていく必要があります。

No.	男女共同参画事業	事業内容	担当課
1	審議会などにおける女性の参画の促進	各課が所管する審議会・委員会などへの女性の参画を促進します。	町民福祉課 ほほえみ館 農政畜産課 総務課 農村建設課 教育総務課
2	各種団体の方針決定の場への女性の参画拡大に向けた環境づくり	農業や商工業、自治公民館、各種団体に対し、役員や委員への女性の参画の促進を働きかけます。	まちづくり推進課 農政畜産課 ほほえみ館 農業委員会事務局
3	人材育成・研修会などの充実	あらゆる場において、政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう「参加」から「参画」への力量形成を図る研修会の実施に努めます。	まちづくり推進課
4	学校教育・社会教育の場における役員などへの女性の参画促進	学校教育・社会教育に場におけるPTA活動など、役員や委員への女性の参画の促進を働きかけます。	教育総務課

No.	男女共同参画事業	事業内容	担当課
5	役場におけるポジティブ・アクション（積極的改善措置）*の実施	政策・方針決定の場へ女性の積極的な登用と職域拡大を図るとともに、男女でバランスのとれた職員配置や幅広い職務経験を積むことができるよう配慮します。また、女性を登用するための意識啓発や人材育成を図ります。	総務課

指標項目	現況値	中間目標値 (平成30年までに)	目標値 (平成35年までに)
町の審議会などへの女性の登用率	9.9%	30%	35%
町内の就業者に占める女性 管理的職業従事者の割合	5.6%	10%	20%

* ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

平成25年に実施した「男女共同参画社会づくりのための町民意識調査」において、「自分や家族の将来について」、「病気や障がいなど身体の健康について」、「介護や看護について」の不安や悩みを抱える人の割合が高くなっています。男女共に、その生涯を通じて、身体的・精神的・社会的に良好な生活を送ることができるよう、性差に応じた健康を支援する総合的な取り組みが必要です。

また、男女がお互いの身体の特徴を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の基本といえます。特に女性は妊娠・出産する可能性があり、生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに、十分な配慮が必要です。

No.	男女共同参画事業	事業内容	担当課
1	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）*についての知識の普及	性と生殖に関する健康と権利に関する正しい知識を広く社会に普及するため、情報を提供し知識の普及に努めます。	ほほえみ館
2	母子保健の推進	妊婦や乳幼児の健康診査・保健指導などの充実を図ります。	ほほえみ館
3	性差に応じた生活習慣病の予防施策の推進	女性特有のがん検診など、性差に応じた生活習慣病の予防施策やがん検診の充実を図ります。	ほほえみ館
4	健康相談の推進	健康全般に関する相談を、男女の性差を考慮して実施します。	ほほえみ館
5	自殺予防対策の推進	多様な問題を要因とする自殺予防のための活動などの推進を図ります。	ほほえみ館
6	発達段階に応じた性教育の推進	性に関する正しい知識を持ち、自分と他者の心身を大切にする意識を育むために、学校において「性と生殖に関する健康と権利」を基盤とした性教育の推進を図ります。	教育総務課

指標項目	現況値	中間目標値 (平成30年までに)	目標値 (平成35年までに)
子宮がん検診受診率	9.8%	25%	50%
乳がん検診受診率	8.1%	25%	50%
妊娠11週以内での妊娠届出率	83.3%	85%	90%

*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）は、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、ならびに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、ならびに最高水準の性に関する健康およびリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。

基本目標Ⅳ

男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

あらゆる暴力はその対象の年齢、間柄にかかわらず、重大な人権侵害であります。特に女性に対する暴力は、男尊女卑などの社会通念、固定的な性別役割分担意識、経済力の格差など、性別に起因する問題が背景にあり、男女共同参画社会の実現の妨げになっています。

そのため、男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶を目指します。

Ⅳ-1

あらゆる暴力の根絶に向けた対策の推進

平成25年に実施した「男女共同参画社会づくりのための町民意識調査」において、「身体的暴力」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれかを一つでも受けたことがある人の割合は12.2%となっており、約8人に1人が配偶者などからの暴力を経験しています。また、暴力を受けた経験がある人の相談先に関して「どこにも、だれにも相談しなかった（できなかった）」と回答した人が最も多く、潜在化する傾向にあります。その他、相談しなかった（できなかった）理由として、「相談するほどのことではないと思ったから」が最も多いことから、被害相談をすることの重要性を周知・啓発する必要があることが分かりました。

このような状況を改善するために、暴力を許さない社会意識の醸成に取り組むとともに、被害者に対する相談体制の充実など、防止と救済に向けた環境の整備を進めます。また、関係機関・団体との連携を強化し、早期発見・迅速かつ適切な対応に努め、総合的な被害者支援に取り組みます。さらに、交際相手からの暴力問題においては、若者を被害者にも加害者にもしないために、予防教育・啓発に取り組めます。

No.	男女共同参画事業	事業内容	担当課
1	性別に起因するあらゆる暴力根絶のための啓発	配偶者などからの暴力（DV*・デートDV*）、セクシュアル・ハラスメント、虐待など、性別に起因するあらゆる暴力に対する正しい理解を地域社会に広めるために、国や県が作成した啓発用リーフレットをあらゆる機会積極的に配布・設置します。	町民福祉課

No.	男女共同参画事業	事業内容	担当課
2	「人権週間」における広報啓発	暴力は人権の侵害であることから広報誌を活用して、「人権週間」の周知に努めます。	町民福祉課
3	DV相談窓口の充実	被害者からの相談や情報提供に対し県の相談所や警察など、関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。また、庁舎内の相談場所の環境整備など、安心して相談できる環境の整備に努めます。	町民福祉課
4	各種暴力に関する相談窓口の周知	配偶者などからの暴力、児童虐待、高齢者虐待などの相談窓口の周知を図ります。	町民福祉課 ほほえみ館 教育総務課
5	県男女共同参画センターなどにおける講演会などの情報提供	県男女共同参画センターや近隣自治体における講演会や研修会の開催など情報提供に努めます。	まちづくり 推進課
6	医療機関における診療などでの暴力・虐待などの早期発見と積極的な情報提供	医療機関において、緊急性や被害者の心身の状況に応じて被害者の意思を尊重しながら、町や警察に通報したり、必要な情報提供を行えるよう、制度に係る情報提供などの支援に努めます。	ほほえみ館 町立病院
7	育児・介護サービスの提供者による暴力・虐待などの早期発見と対応の促進	育児サービスや高齢者・障がい者に対する介護サービスの提供者などの福祉関係者が、配偶者などからの暴力を早い段階で発見することに努め、暴力の未然防止の視点を持った行動が行えるよう情報提供などのほか、被害者が適切な支援を受けられるよう支援関係機関につなぐ対応に努めます。	町民福祉課 ほほえみ館

No.	男女共同参画事業	事業内容	担当課
8	民生委員・児童委員や人権擁護委員などによる早期発見・対応の促進	地域住民にとって身近な相談先である民生委員・児童委員、人権擁護委員などが、日頃の活動を通じて配偶者などからの暴力を早い段階で発見することに努め、暴力の未然防止の視点を持った活動が行えるよう情報提供など、活動の促進を図る支援に努めます。	町民福祉課
9	学校関係者、保育士などによる早期発見と対応の促進	学校関係者や保育士などが、配偶者などからの暴力を早い段階で発見することにより、暴力の未然防止行動をとるための情報提供のほか、被害者が適切な支援を受けられるよう支援関係機関につなぐ対応に努めます。	町民福祉課 教育総務課
10	学校教育、社会教育の場における男女間の暴力防止のための教育の推進	学校教育、社会教育の場において、配偶者などからの暴力（DV*・デートDV*）の防止に向けた教育を推進します。	教育総務課

指標項目	現況値	中間目標値 (平成30年までに)	目標値 (平成35年までに)
夫婦間における「平手で打つ」を暴力として認識する人の割合	57.8%	70%	80%
配偶者暴力（DV）防止法の認知度	70.2%	80%	100%

*DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など密接な関係にあるまたはあった人からふるわれる暴力。身体的、経済的、性的、精神的暴力などがある。

*デートDV

結婚していない交際中の男女間で起こる暴力。

高原町男女共同参画社会づくりに向けた推進体制図

